

京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(保護責任者)</p> <p>第6条 特定個人情報等を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。))をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。))に保護責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 保護責任者は、当該部局における特定個人情報等の管理に関し総括し、特定個人情報等の適正な取扱いについて当該部局の職員等を監督する。</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 教育研修</p> <p>第9条 総括責任者は、職員等に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者(京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程(平成15年達示第43号。以下「セキュリティ対策規程」という。))第4条に定めるものをいう。))は、保有特定個人情報を取り扱う情報システム(セキュリティ対策規程第2条第2号に定めるものをいう。))の管理に関する事務に従事する職員等に対し、特定個人情報等の適切な管理のために必要な情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修を行うものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(保護責任者)</p> <p>第6条</p> <p>2</p> <p>3 <u>保護責任者は、前項の事務を行うにあたって、当該部局における特定個人情報等を情報システム(京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程(平成15年達示第43号。以下「セキュリティ対策規程」という。))第2条第2号に定めるものをいう。以下同じ。))において取り扱う場合は、当該部局の部局情報セキュリティ技術責任者(セキュリティ対策規程第5条の2第1項に定めるものをいう。))と連携して行うものとする。</u></p> <p>第3章 教育研修</p> <p>第9条 総括責任者は、次の各号に掲げる者に対し、<u>当該各号に掲げる教育研修を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>保護責任者 部局における特定個人情報等の適切な管理のための教育研修</u></p> <p>(2) <u>職員等 特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修</u></p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者(セキュリティ対策規程第4条に定めるものをいう。))は、保有特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、特定個人情報等の適切な管理のために必要な情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修を行うものとする。</p>

(同左)

改正前	改正後
<p>3 保護責任者は、職員等に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、前2項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(安全確保の措置等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 特定個人情報等は、前項の取扱者の制限を受けていない職員等が利用する場合に限り、取り扱うことができる。ただし、次の各号に掲げる行為については、保護責任者の指示に従い取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特定個人情報等の複製</p> <p>(2) 特定個人情報等の送信</p> <p>(3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し</p> <p>(4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 保護責任者は、保有特定個人情報にアクセスする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する者をその利用目的を達成するために<u>必要最小限の職員等に限る措置を講じるものとする。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(事案の報告及び再発防止措置)</p> <p>第20条 事務取扱担当者が関係法令、規程等に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又は特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損その他の特定個人情報等の安全確保の上で問題となる事案が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、その事実を知った職員等は、<u>速やかに</u>当該特定個人情報等を管理する保護責任者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。</p> <p>3 総括責任者は、<u>前項ただし書</u>の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総長に速やかに報告する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 保護責任者は、<u>当該部局の職員等</u>に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、前2項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(安全確保の措置等)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>2 特定個人情報等は、前項の取扱者の制限を受けていない職員等が利用する場合に限り、取り扱うことができる。ただし、次の各号に掲げる行為については、<u>保護責任者が必要と認める場合に限り取り扱うことができるものとし、この場合、職員等は、保護責任者の指示に従い取り扱うものとする。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(同左)</p> <p>3～4 (同左)</p> <p>5 保護責任者は、保有特定個人情報にアクセスする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する<u>職員等及びその者の有する権限の範囲を、その利用目的を達成するために必要最小限に限るものとする。</u></p> <p>6～9 (同左)</p> <p>(事案の報告及び再発防止措置)</p> <p>第20条 事務取扱担当者が関係法令、規程等に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又は特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損その他の特定個人情報等の安全確保の上で問題となる事案が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、その事実を知った職員等は、<u>直ちに</u>当該特定個人情報等を管理する保護責任者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた保護責任者は、<u>直ちに</u>被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じるとともに、<u>速やかに</u>事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。</p> <p>3 総括責任者は、<u>前項</u>の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総長に速やかに報告する。</p> <p>4 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(監 査)</p> <p>第 2 1 条 監 査 責 任 者 は、特 定 個 人 情 報 等 の 管 理 の 状 況 及 び 職 員 等 の 監 督 状 況 に つ い て、定 期 に <u>又 は 随 時 に 監 査</u> (外 部 監 査 を 含 む。) を 行 い、そ の 結 果 を 総 括 責 任 者 に 報 告 す る。</p> <p>(点 検)</p> <p>2 保 護 責 任 者 は、当 該 部 局 に お け る 特 定 個 人 情 報 等 の 記 録 媒 体、処 理 経 路、保 管 方 法 等 に つ い て、定 期 に <u>又 は 随 時 に 点 検</u> を 行 い、必 要 が あ る と 認 め る と き は、そ の 結 果 を 総 括 責 任 者 に 報 告 す る。</p> <p>(評 価 及 び 見 直 し)</p> <p>3 総 括 責 任 者 及 び 保 護 責 任 者 は、監 査 又 は 点 検 の 結 果 等 を 踏 ま え、特 定 個 人 情 報 等 の 適 切 な 管 理 の た め の 措 置 に つ い て、実 効 性 等 の 観 点 か ら 評 価 し、必 要 が あ る と 認 め る と き は、そ の 見 直 し 等 の 措 置 を 講 ず る。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(監 査)</p> <p>第 2 1 条 監 査 責 任 者 は、特 定 個 人 情 報 等 の 管 理 の 状 況 及 び 職 員 等 の 監 督 状 況 に つ い て、定 期 に <u>及 び 必 要 に 応 じ て 随 時 に 監 査</u> (外 部 監 査 を 含 む。 <u>以 下 第 3 項 に お い て 同 じ。</u>) を 行 い、そ の 結 果 を 総 括 責 任 者 に 報 告 す る。</p> <p>(点 検)</p> <p>2 保 護 責 任 者 は、当 該 部 局 に お け る 特 定 個 人 情 報 等 の 記 録 媒 体、処 理 経 路、保 管 方 法 等 に つ い て、定 期 に <u>及 び 必 要 に 応 じ て 随 時 に 点 検</u> を 行 い、必 要 が あ る と 認 め る と き は、そ の 結 果 を 総 括 責 任 者 に 報 告 す る。</p> <p>(評 価 及 び 見 直 し)</p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>こ の 規 程 は、平 成 2 8 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。</p>